

業務指示書

シエラレオネ国持続的コメ生産プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：稲作分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／稲作栽培技術）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：稲作栽培技術に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 普及／研修】

- 1) 類似業務の経験：普及／研修に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

【第3 業務実施上の条件】7. C/P出張旅費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SLL1 = 0.01 円 , US\$1 = 112.217000 円 , EUR1 = 118.543000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 5月11日(木) 10:00 ~ 12:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)2階 209会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／稲作栽培技術
普及／研修

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

68.35 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月30日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表
シエラレオネ国持続的コメ生産プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／稲作栽培技術	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 普及／研修	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

シエラレオネ共和国では2002年1月に内戦終結が宣言されて以降、我が国を含めた国際社会の支援や自助努力により、社会・経済状況は徐々に回復し、復興段階から開発段階に移行してきている。経済面でも、鉱物資源開発によりGDPの成長率は飛躍的な伸びを示している。しかしながら、人間開発指数をみると、188カ国中181位（UNDP人間開発報告書2015年度版）であり、人材育成、制度・組織構築、基礎インフラ整備等の支援を必要とする状況は依然として続いている。また、2014年から2015年にかけて発生したエボラ出血熱流行の影響を受け、各ドナーによる支援がこの期間停止したこともあり、経済・社会開発は停滞を余儀なくされた。

シエラレオネは、主食として年間一人当たり100kg以上のコメを消費するアフリカでも有数のコメ消費国である。一方、コメの国内生産量115.5万トンに対して、33万トンを入力に依存している（2016年FAO）。このため、食糧安全保障及び経常収支改善のために国産米増産の重要性が認識されており、国内の稲作農家のうち約8割を占める小規模・零細農家の生産性向上が課題とされている。シエラレオネ政府は、この課題に対応するため、稲作の適正技術の開発・普及などを通じた小規模・零細農家の生産性・収益性向上を図り、コメの自給達成及び貧困削減に貢献することを目指している。

JICAは2006年から2009年まで技術協力「カンビア県農業強化支援プロジェクト」を実施し、同県農業セクターの生産性向上のための支援を行った。同プロジェクトで作成された稲作技術パッケージ（Technical Package for Rice: TP-R）は、目標収量を1.0～1.5t/haに設定し、畑地での陸稲直播と低湿地での水稲移植のそれぞれについて、圃場整備、播種、肥培管理および収穫後処理等の技術を体系的に取りまとめたものである。同プロジェクト実施期間においては、シエラレオネの農業開発計画や貧困削減戦略文書等で、コメも含めた農産物の増産が基本政策として位置づけられていた。同プロジェクト終了後、シエラレオネの稲作政策が更新され、全国での米生産量の増加及び稲作農家の所得向上が最も重要な政策の一つに位置付けられた。これを背景に、シエラレオネ政府は、ロクーブル農業研究所（Rockupr Agricultural Research Center: RARC）におけるTP-Rの追加実証およびカンビア県の農家に対する普及を目的とした技術協力プロジェクトを要請し、それを受けてJICAは、2010年から2014年まで「持続的稲作開発プロジェクト」を実施した。同協力においては、国家稲作開発戦略（National Rice Development Strategy: NRDS）において最重要な稲作生態系と位置付けられている内陸低湿地（Inland Valley Swamp: IVS）を対象とし、稲の生育に最も適した施肥養分量の分析とその実証試験を行い、より高い収量を達成する技術パッケージとして再編するとともに、同改定パッケージの普及ガイドラインと普及教材を開発し、普及員の能力強化のための支援を行った。これまでの活動を通じ、実証サイトにおいては3t/haを超える単位収量も達成されており、農業森林食糧安全保障省（以下、農業省。Ministry of Agriculture, Forestry and Food Security: MAFFS）からも注目を集め、研修活動等において、ドナーと協調・連携した活動も実施された。

同プロジェクトの成果が、農業生産性・農産物生産量の向上を政策の一環に掲げる

同国政府より評価され、2013年8月にシエラレオネ政府より日本政府に対して、改定TP-Rに更なる技術コンポーネントを加え、より高い生産性の達成を図りつつ、全国の小規模・零細農家間を対象とする、適地における効果的な普及を目的とした技術協力プロジェクトの要請が出された。2014年から2015年にかけてのエボラ出血熱流行のため、本案件の実施は延期されていたが、2015年11月にエボラ出血熱の終息が宣言され、JICAは2016年5月に詳細計画策定調査を実施し、その結果に基づき2017年3月6日に農業省との間で協議議事録（R/D）の署名を行った。

2. 事業の概要

(1) プロジェクト名

シエラレオネ国持続的コメ生産プロジェクト

(2) 上位目標

- 1) 3県（ボンバリ県、カンビア県、ポートロコ県）の内陸低湿地（IVS）においてコメの生産性が向上する。
- 2) 農家が適用しやすい稲作技術パッケージ（改良TP-R¹）が、全国IVSの農業者組織（FBO: Farmer-based Organization）²の農家（以下、FBO農家）へ普及する。

(3) プロジェクト目標

農家が適用しやすい稲作技術パッケージ（改良TP-R）が、3県（ボンバリ県、カンビア県、ポートロコ県）のIVSのFBO農家へ普及する。

(4) 成果

- 1) 3県のIVSでの稲作状況が取りまとめられる。
- 2) 3県での研修を受けた農家の稲作栽培・収穫後処理技術が向上する。
- 3) 農家が適用しやすい稲作技術パッケージ（改良TP-R）が農家研修で活用される。
- 4) 改良TP-Rが奨励栽培技術として全国の普及関係者に認識される。
（（成果4）は上位目標達成へ向けた設定）

(5) 活動の概要

【成果1にかかる活動】

- | | |
|-------|---|
| 活動1-1 | 対象3県で実施するベースライン調査の計画を立案する。 |
| 活動1-2 | 対象3県にて、ベースライン調査を実施する（さらにプロジェクト最終年には、エンドライン調査も実施する）。 |
| 活動1-3 | 農家対象のTP-R研修を実施する対象3県FBOの選定基準を策定する。 |

¹本指示書では、既往案件で取りまとめられた稲作技術パッケージを「TP-R」とし、本プロジェクトで活動を通して内容が改訂されたものを「改良TP-R」と称する。

²各県農業省事務所に配置されている現場普及員（Front-line Extension Worker: FEW）が、技術普及のために対象とした農民組織。各FBOには20名程度が所属する。

- 活動 1-4 ベースライン調査結果を元に、プロジェクトの指標設定も含めプロジェクト戦略について協議する。

【成果 2 にかかる活動】

- 活動 2-1 農家対象の TP-R 研修プログラムを作成する。
活動 2-2 農家対象の TP-R 研修について、現場普及員 (FEW) に対するオリエンテーションを実施する。
活動 2-3 上記 1-3 を元にし、対象 FBO を選定する。
活動 2-4 対象 FBO それぞれに TP-R 展示圃場を設置する。
活動 2-5 対象 FBO にて、ブロック普及監督員 (Block Extension Supervisor: BES) 及び FEW によって、ジェンダーバランスに配慮しつつ、農家対象の TP-R 研修を実施する。
活動 2-6 現場普及員によって、研修を受けた FBO 農家の稲栽培活動 (展示圃場及び農家個々人の圃場) のモニタリング及び検証を行う。
活動 2-7 農業ビジネスセンター (Agricultural Business Center: ABC) 及び FBO 農家の収穫後処理活動に関する調査を実施する。
活動 2-8 上記 2-7 の調査結果を元に、ジェンダーバランスに配慮しつつ、ABC 及び FBO 農家に対する収穫後処理研修を実施する。
活動 2-9 優れた FBO 及び農家を特定し、「モデル FBO」及び「モデル FBO 農家」として認定する。
活動 2-10 「モデル FBO」及び「モデル FBO 農家」の圃場を利用して、他の FBO に対して技術や知識を移転する。
活動 2-11 FEW による研修プログラムの検証に基づき、研修プログラムや研修教材を見直し、改訂する。

【成果 3 にかかる活動】

- 活動 3-1 TP-R 中の移植、施肥、除草等の技術に関し、農家圃場での実証試験計画を作成する。
活動 3-2 対象 3 県それぞれに実証試験圃場を設置する。
活動 3-3 各圃場で実証試験を実施する。
活動 3-4 実証試験結果を分析する。
活動 3-5 実証試験圃場にて、多様な関係者を招いた視察や意見交換を行う。
活動 3-6 実証試験結果の分析を元に、TP-R を改良する。

【成果 4 にかかる活動】

- 活動 4-1 プロジェクト活動の深化・面的展開のため、ドナー・NGO 機関と連携可能性を協議する。
活動 4-2 対象 3 県にて、各農業省事務所が各県議会に提出する「年次計画書」の策定を支援する。
活動 4-3 各県で活動報告ワークショップを開催し、他県との相互訪問を行う。
活動 4-4 ドナー・NGO 機関や関連民間セクターも含め、関係者へのセミナーを開催する。

- 活動 4-5 改良 TP-R の全国普及のための行動計画策定を支援する。
活動 4-6 プロジェクトの出口戦略を策定し、プロジェクト終了後の持続性について協議する。

(6) プロジェクトサイト／対象地域名
ボンバリ県、カンビア県、ポートロコ県

(7) 相手国実施機関
農業森林食糧安全保障省 (MAFFS)

3. 業務の目的

「シエラレオネ国持続的コメ生産プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 3 月 6 日に当機構がシエラレオネ農業森林食糧安全保障省と締結した R/D (Record of Discussions) に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 基本方針

1) CAADP プロセスとの協調

シエラレオネは、2003 年にアフリカ連合首脳会議のマプト宣言により策定された「包括的アフリカ農業開発プログラム (Comprehensive Africa Agriculture Development Programme: CAADP)」の署名国である。CAADP は 4 つの施策の実施(①食糧増産による貧困削減、②農地及び水資源管理、③研究成果の技術移転、④インフラ整備と市場アクセス拡大)と、アフリカ各国の政府予算の 10% を農業に振り分けることを目指す。このプログラムの下、同国の農業セクター開発・投資計画である「国家持続的農業開発計画 (National Sustainable Agricultural Development Plan: NSADP)」が 2009 年 8 月に策定され、①農作物の商業化 (Commodity Commercialization)、②農業インフラ整備、③関連産業振興、④セクター内連携、の 4 つの柱の下、ドナーによる事業を含めた全ての農業セクター開発事業が NSADP に沿うように求められている。

NSADP の第一の柱である「①農作物の商業化」コンポーネントにおいて、コメは、砂糖やカカオ、コーヒー、パーム油などとともに重点作物として位置づけられており、生産・普及・収穫後処理の各段階における市場を意識した付加価値化を通じて、生産量の増大による自給達成・食糧安全保障および小規模農家の貧困削減に貢献す

ることが期待されている。同コンポーネントは「小規模農家への商業化支援 (Smallholder Commercialization Scheme, SCS)」と「中大規模農家への支援 (Medium and Large Farm Producers Promotion Scheme)」に分かれている。本プロジェクトでは、プロジェクト終了後のシエラレオネ政府あるいはドナーによる改良 TP-R の全国的な普及を見据えて、本プロジェクトが CAADP の目指す食糧増産による貧困削減の理念に沿うことを意識した上で、シエラレオネ政府側の CAADP 担当者にプロジェクトの進捗状況、成果を報告し、貢献を説明することで、CAADP プロセスとの協調に積極的な姿勢をアピールすること。

2) CARD イニシアチブ

シエラレオネは、2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカ地域における米生産倍増を目指す「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development : CARD)」イニシアチブの支援対象第一グループに属する。同イニシアチブの下、2009 年に「国家稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy : NRDS)」が策定されており、低湿地における大幅な単収・作付面積の増加を中心として、2018 年までにコメの年間国内生産量を 300 万トン以上に増産させることを目標とし、①農道の整備、②加工・流通設備の改善、③適正な農業技術の普及、④小規模農家や流通業者への金融サービスの 4 つが主要な課題として位置づけられている。

本プロジェクトは、内陸低湿地における適正な稲作技術の開発・普及を通じ、上記 4 点のうち主に③の実現に貢献するものである。農業省内に設置されている NRDS タスクフォースに定期的に本プロジェクトの進捗・成果を報告すること。

3) TP-R 改良の方向性

既往プロジェクトでは、肥培管理・収穫後処理・損益分析といった項目について、複数のイネ品種や他の作物を含む作付体系との組み合わせを考慮に入れつつ、農業省職員・対象 FBO 農家とともに追加実証活動を行った。しかしながら、導入された技術の中で、多くの投入（労力、時間、費用）が必要となる技術（条植え、均平、施肥）や複雑な技術（作付カレンダーの作成と順守、均平、施肥量などの計算）の農家レベルでの適用があまり進んでいない。このような状況の中、農業技術採用向上のための留意点として、実際に技術を用いる農家の視点で技術パッケージを組み立てることが重要である。したがって、本プロジェクトでは、なるべく多くの農民が技術を採用できるよう、複数の選択肢を示すことや、必要不可欠な基礎となる技術を抽出し、それに移植方法や施肥、除草といった技術を付加していくことにより、生産性向上のために段階的に技術を普及させるよう、農家圃場での実証試験と研修実施を通じ、随時 TP-R の改良を行うこと。また、改良 TP-R が農業省の基準パッケージとして推奨、もしくは認定されるなど、一定の拘束力、あるいは公的ステータスを持つものとして全国的に配布、活用されるための仕組みづくりを意識すること。

詳細計画策定調査時に実施された対象地域農家への聞き取り調査では、稲作生産に関しての制約ないし課題となる要因として、病虫害被害、優良種子や肥料の入手が困難であること、融資等金銭的な支援及び農業機械のアクセスが得られないこと、という回答が多いことが明らかになった。このことから、対象地域における稲作についての現況を考慮した上で、農家にとって優先度が高く、より効果が高いと見込

まれる技術を組み込むためのアプローチを提案すること。

4) TP-R 普及のアプローチ

本プロジェクトは、技術がより多くの農民に活用されることを目指した上で、効果的・効率的な Farmers Field School (FFS) をベースとした稲作農民間での普及手法を検討する。TP-R 農家への研修方法については、以下の工程で実施することを想定しているが、モデル FBO 及びモデル農家のインセンティブ付けを含めて、具体的なアプローチがあれば提案すること。

- ア 本プロジェクト専門家から特定課題専門官 (Subject-Matter Specialist Extension: SMS-Extension) 及び Training Officer への普及
- イ SMS-Extension 及び Training Officer から BES 及び FEW への普及
- ウ BES 及び FEW から対象 FBO への普及、優れた FBO や農家の認定 (モデル FBO、モデル農家)
- エ モデル FBO やモデル農家から他の FBO や農家への普及

特にプロジェクト前半ではモデル FBO 農家育成に重点を置き、プロジェクト後半に農家間で普及するような取り組みとするよう計画すること。また、研修実施後の農家に対して、現場普及員やタスクフォースによるモニタリング・評価を確実に実施し、研修プログラムや研修教材を改訂すること。そして、農民間普及を通して、技術定着が面的な広がりをもって行われること、低投入且つ費用対効果の高い技術の採用を意識すること。その上で、各対象農家が国や本プロジェクトの支援に頼らずとも自立するという成果が持続されるための、種子、肥料、農薬等、研修実施に必要な投入材の農家への供与の仕組みを構築し、そのメカニズムが持続するよう工夫すること。

5) 農家レベルにおける TP-R 適用

コンサルタントは、農民間普及の各段階におけるプロジェクトの活動内容、研修を受けた農家が TP-R に基づく稲作を行う動機付けを担保するための方策、現場普及員や専門家の FBO との関わり方等、農民間普及の枠組み及び具体的な手法について提案すること。また、年次ごとの普及対象 FBO の数・活動内容など、普及活動の実施スケジュールについても提案すること。その際、TP-R の追加実証試験が終了するまで、適切な施肥の時期・投入量といった稲作技術の有効性を完全に確認できないことに留意し、実証試験をある程度進めた後に TP-R の普及活動を開始する、TP-R の普及活動を全ての FBO で同時に開始するのではなく 2,3 程度のグループに分けて段階的に実施する等、実証試験の実施スケジュールとの兼ね合いを十分考慮した提案とすること。

6) バリューチェーン確立支援

先方は収穫後処理や流通分野について非常に高い期待を有しているが、本プロジェクトでは主に収穫後処理に関する調査を行い、その結果高い効果が見込まれる技術に限り、ABC や FBO に研修を実施する計画としている。ただし、本プロジェクトは栽培技術向上、生産性向上を主眼に置くものであり、それらに関する研修・投入

については、大型農機の投入はせず、収穫米の品質改善・付加価値を上げるための低投入な範囲にとどめるよう計画すること。

7) プロジェクト対象地域

本プロジェクトは、プロジェクト終了後のシエラレオネ全土での改良 TP-R の普及を見据え、全国に適用可能な稲作技術の確立を目指し、既往プロジェクトで対象地域としていたカンビア県のほか、ボンバリ県、ポートロコ県において普及・実証活動を実施する。対象地域選定理由については、①既往案件の成果・教訓を活用しやすいこと、②内陸低湿地（IVS）等シエラレオネ全土と共通する農業生態系を有していること、③対象3県における IVS での収穫量が全国比3割であり、本地域におけるコメ生産量増産がシエラレオネの食糧安全保障に与えるインパクトが大きいことが挙げられる。

(2) 実施体制

1) 実施機関

農業省が本プロジェクトの実施機関（C/P機関）となり、対象3県ごとに設置されている農業省県事務所を中心とした同省の職員、および首都フリータウンに配属の農業省職員が本プロジェクトのC/Pとなる。プロジェクト実施方針の検討にあたっては、全国レベルでの改良 TP-R 普及に向け、中央と地方C/Pによる円滑な情報共有体制、課題解決に向けた調整体制の構築を行うとともに、日本側プロジェクト関係者とのコミュニケーションを促進すること。

2) 合同調整委員会

本プロジェクトを円滑に実施するため、農業省を調整役として、「プロジェクト合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）」を設置し、少なくとも年に一回、及び必要とされる際に会議を行う。参加メンバーは、機構担当者、専門家その他、農業大臣、その他農業省職員等で構成される。JCCでは、プロジェクトの進捗状況確認、必要な場合の全体計画の変更、当年次事業計画の承認、プロジェクト活動の調整・フォロー・モニタリング・評価、及びプロジェクト実施に係る課題解決についての協議などを行う。

3) タスクフォースの設置

本プロジェクトでは対象3県の県農業省事務所長（District Agricultural Officer: DAO）をはじめ、特定課題専門官（SMS-Extension）のうち、特に普及担当及び作物担当、さらに普及担当の傘下に配置されている研修担当をメンバーとした「タスクフォース」を設置することとしている。より実務的なレベルで、各県における技術部門間の連携（技術と普及）、DAOの指揮命令監督の元、SMS-Extensionと研修担当職員複数間の綿密な連携、事業の効率化を狙う。3県のタスクフォース間の情報交換が行われることで、プロジェクト全体でも実務レベルでもより相乗効果が期待される。タスクフォースメンバーはプロジェクトの実質的C/Pとなり、プロジェクト活動の計画及びモニタリングを始め、活動・成果の集約、共有、さらに活動実施上の問題解決にかかる討議を行う予定である。また、普及担当研修職員が対象地域内の巡回と普及活動を通して把握した、対象農家が抱える要望や問題点

等、すなわち農家から上がってきた声について議論する場でもある。シエラレオネ側により任命されたメンバーを確認し、その人数や適任性について必要に応じ機構及びシエラレオネ側と協議すること。その検討結果を受け、タスクフォースメンバーを確定する。

(3) シエラレオネの自助努力の促進

シエラレオネ政府は稲作を振興していこうという方針を有しているものの、その実施を担う農業省の実施体制は必ずしも十分ではない。本プロジェクト終了後、プロジェクトの上位目標であるシエラレオネ全土での改良 TP-R 普及を持続的に行うためにはこれら機関の機能強化が不可欠であるところ、シエラレオネ政府、及び地方議会に対してプロジェクト期間を通じて実施体制の強化、人員・予算の確保について働きかける必要がある。特に予算については、計画どおり配分され、プロジェクトの実施に活用されるよう、機構シエラレオネ・フィールドオフィスとともに積極的に働きかけること。そのために必要な具体的予算、人員規模、アプローチの方法を検討し、プロポーザルで提案すること。

(4) プロジェクトオフィス

プロジェクトのメイン・オフィスは、ボンバリ県もしくはポートロコ県に置かれる予定である。ポートロコ県にメイン・オフィスを設置する前提で、係る経費を本見積もりに計上し、JICAの安全対策措置に基づき滞在することとする。なお、本県は電力が供給されないため、発電機購入費用、発電機維持費用、発電機燃料代等を本見積もりに含むこと。

一方で、ボンバリ県は比較的インフラが整っており、業務及び居住環境が他県に比べて良好であるため、メイン・オフィス設置場所として望ましいことから、現在JICA内でボンバリ県における安全措置基準の引き下げに向けて協議を行っている。JICAの判断で安全措置基準の変更があった際、メイン・オフィスをボンバリ県へ変更する可能性がある。

(5) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(6) 開発支援ドナー機関の動向と本プロジェクトとの連携

対象地域において稲作分野の支援を行っている他ドナー・NGOの稲作分野の支援としては、世界銀行（SCADeP及びWAAPP 2）、FAO、WFP、BRAC等が挙げられる。本プロジェクトではこれら他ドナー等との具体的な連携を目指し、連携活動内容、役割分担を協議、確認すること。他ドナー等の主な活動は以下の通りであ

るが、これら機関以外も含め、既存の資料や詳細計画策定調査後の世銀との意見交換資料を参考に、現時点での連携の方針についてプロポーザルで提案すること。また、プロジェクト開始後は、他ドナー・NGO と連携に係る費用対効果、相乗効果が得られるよう協議し、機構に連携方法を提案すること。

1) 世界銀行 (SCADeP 及び WAAPP 2)

シエラレオネでは、NSADP が掲げた5ヵ年計画である「小規模農家商業化プログラム (Smallholder Commercialization Programme: SCP) の後継として、2016年から2021年の期間、SCADeP (Smallholder Commercialization and Agribusiness Development Project) が世界銀行と英国国際開発省 (Department for International Development: DFID) の支援の元で進められている。予算規模はUSD 55 million 規模で実施(うち世界銀行拠出分はUSD 40 million、DFID分はUSD 15 million)。約5万人の小規模農家を対象とし、SCPと同様にコメ、カカオ、パームオイル、家禽に焦点を当て、①市場へのアクセス改善のためのインフラ整備(フィーダー道路の建設等)、②アグリビジネスと農家のリンケージ支援(農業バリューチェーンにおいてSMEとの連携強化)を通しての農家収入の増加、③アグリビジネス開発にかかわる政府機関の能力開発、を目指す。現在、現場での連携に係るMoU締結を世界銀行と検討している。今後の活動実施については、世界銀行との密接な連携に留意すること。

SCADePのアプローチを具体化して実施したものが、西アフリカ農業生産性プログラム (West Africa Agricultural Productivity Program: WAAPP) である。本プログラムは、「マノ河同盟」(MRU: Mano River Union) の4か国(シエラレオネ含む)でのコメ及びキャッサバに係る研究・普及機能強化を目指したプログラムの一つであり、その活動資金の一部に我が国の政策・人的資源開発信託基金 (PHRD 資金) が10百万ドル投入され、2015年12月まで主にコメのバリューチェーン構築の活動として実施された。現在フォローアップ・プログラムとしてWAAPP フェーズ2の計画立案を行っている最中である。開始時期や資金規模は未定であり、現在シエラレオネ政府、世界銀行、日本政府のハイレベルな担当者間で協議が行われている。また、本プログラム対象がFBOやABCとなっており、高い連携効果が見込まれる。特に、バリューチェーン構築(種子から栽培、収穫後処理、コメ流通・販売まで)、FBO支援の面的拡大において、本プロジェクトの連携が想定される。

2) FAO

2003年よりシエラレオネ各県の農業省事務所職員を対象としたFFSファシリテーター研修を実施している。農業省職員への研修と併せて、農家の研修、農家の投入へのアクセス、及び農家の金融へのアクセスに主に重点を置いて活動している。また、ABC設立支援など、これまで政府が推進してきたSCPの支援も実施している。

3) WFP

これまで、①生計向上及び食糧安全保障、②栄養、③リスク管理に重点を置き、活動が行われてきた。また、カンビア県及びポートロコ県で農道の整備を、全県でIVS開発を行っている。2013年から2017年の間に、小規模農家のコメ生産増加に寄与するため、日本政府農水省の資金拠出により、湿地開発に対するFood For Work

(F4W)、資材寄与、稲作技術研修をポートルコ県を対象に行っている。F4W も FBO 及び ABC を対象とすることから、効果的な連携効果が期待される。

4) BRAC (国際 NGO)

元々バングラデシュ国内で活動する NGO。2008 年よりシエラレオネ国内で農業、農村分野で活動を実施している。稲作 (生産技術普及)、種子認証・増殖等、様々な支援を複数県で展開する。各県にエリア事務所 (11 県) を構えると共に、事業対象地域をカバーするブランチ・オフィス (28 か所) もあり、WFP の F4W プロジェクトを通じ湿地帯開発をポートルコ県で実施している。稲作に関する活動を行っていることから、意見交換や圃場視察などを通して、JICA と交流を深めてきた。また、交流の一環として、BRAC 農業部代表を含め、全県農業省県事務所職員対象の TP-R 研修に招待した。BRAC では本研修を高く評価し、同様の技術研修を BRAC 活動地域の普及員に対し行い、TP-R の普及によりコメ生産性向上を目指している。

(7) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の 3 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第一年次 : 2017 年 6 月 ~ 2018 年 3 月
- ・ 第二年次 : 2018 年 4 月 ~ 2020 年 3 月
- ・ 第三年次 : 2020 年 4 月 ~ 2022 年 5 月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案すること。

(8) 広報計画

本プロジェクトの実施に当たっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、シエラレオネと日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を含めつつ、ソーシャルメディアの活用など、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

- ・ 事業開始後速やかにプロジェクトのホームページを開設する。
- ・ 活動内容・成果紹介のためのニュースレターを作成し、関係者に配布する。
- ・ プロジェクト開始時やプロジェクト期間中に活動経緯・結果報告会やセミナー等を開催する。

6. 業務の内容

本業務については以下のとおり想定しているが、プロジェクト目標達成のため変更・削除すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提

案すること。

【各契約期間に共通の業務】

(1) Monitoring Sheet の作成

JICA 所定の Monitoring Sheet を実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を確認し、それを踏まえ、Monitoring Sheet Ver. 1 を作成する。その後は 6 か月ごとに Monitoring Sheet を作成し、JICA に提出する。

(2) ジェンダーへの配慮

稲作の一連の作業においては、女性も多くの場面で関与していること、稲作における男女間での仕事のニーズが異なることを前提に、普及活動参加者の見極めを行った上で、女性の適切な参画促進を実施する。また、プロジェクトで実施する研修や技術移転に際しては、当該地域の稲作一連の作業の性質・社会的背景を考慮に入れるとともに、男女別の役割等を分析し、女性への配慮を十分に行った上で普及の取り組みを検討することとする。

(3) 第三国研修

本プロジェクトの効果的な実施のために、プロジェクト期間全体で 3 回程度、C/P、現場普及員、農業者組織代表を対象とした、普及手法、栽培技術等（意見交換、デモ圃場見学、農家への伝達方法、教材の効果的使用方法など）に係る英語圏アフリカ（ウガンダ、タンザニア等を想定）における第三国研修を予定している。人数は 20 人程度を想定している。実施国、実施期間、研修機関、研修内容、研修対象者等、プロポーザルにて提案すること。同経費は本見積もりに含めること。

【第一年次契約期間：2017 年 6 月～2018 年 3 月】

(1) ベースライン調査

シエラレオネにおける稲作の現状や課題等について調査を行い、TP-R 改良や普及の方向性の検討にあたっての参考とする。主な調査項目は以下の通りだが、他に必要があると思われる事項があれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。調査にあたっては、既往案件ファイナルレポートや本プロジェクト詳細計画策定調査報告書等の既存情報を活用し、効率的な調査を心掛けること。なお、本調査については再委託を可とする。同経費は本見積もりに含めること。

1) 3 県の稲作に係る現況、課題等

- ・ 米生産量・稲作農家数等の基礎情報
- ・ 各 FBO の概要
- ・ FFS の実施状況
- ・ 対象 3 県における、現場普及員による普及活動の現況
- ・ 既往案件地域における TP-R の受容状況と課題

2) 3 県の社会経済に係る現状

- ・ FBO の組織状況（リーダーの存在や定期会議の有無）
- ・ 社会・コミュニティの結束（共同作業、コミュニティリーダーの理解、等）
- ・ ABC 加盟有無や ABC へのアクセス状況
- ・ コメの販売価格
- ・ 農家の教育水準
- ・ 女性農家の稲作労働従事状況

3) シエラレオネの農業開発政策の動き

- ・ SCADeP の動向
- ・ 世界銀行、FAO 等他ドナーの活動状況

4) その他必要と考えられる項目

(2) プロジェクト詳細活動計画・指標の決定

ベースライン調査の結果を踏まえ、C/P 機関と協議を行い、TP-R 改良や普及の方向性、そのために必要な実証試験項目及び手順、普及対象 FBO 農家及び普及手法等を含むプロジェクト詳細活動計画を作成する。その後、JCC の開催を支援し、JCC においてベースライン調査結果を発表し、プロジェクト詳細活動計画の承認を得る。また、プロジェクト目標や成果の指標についても確定する。

(3) ワーク・プラン（全体期間及び第一年次）の合意

上記の活動の結果を踏まえ、再度プロジェクトの実施方法等を具体化したワーク・プラン（全体期間及び第一年次）を作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、ワーク・プランとして合意する。

なお、ワーク・プランについては、評価指標を含めた PDM を作成し、機構の事前承認を得た上で、関係者と合意形成を行うこととする。

(4) TP-R 普及活動の開始

プロジェクト詳細活動計画を元に TP-R 普及研修内容を作成し、FBO に対する TP-R の普及活動を開始する。普及職員からベースライン調査で選定された対象 FBO 農家、モデル FBO からその他農家と広範囲に技術移転を実施することで、横への広がりを持った面的技術普及の展開が期待でき、プロジェクト終了後も農家自身による生産性が高い稲作栽培が行われることが想定される。具体的な活動項目は以下の通り。

- 1) 本プロジェクト支援対象 FBO を担当する普及関連職員及び現場普及員をファシリテーターとして養成するための研修を行う。研修項目としては、①TP-R に記載されている稲作技術、②FFS をベースとしたファシリテーションの手法が含まれる。
- 2) 対象 FBO において、FFS をベースとした農民間普及を行うための展示圃場の整備及び肥料・種子等必要な資材の供与を行う。
- 3) 1) で行われた技術移転内容を元に、BES と FEW による対象 FBO 農家への研修を行う。

- 4) 3)で研修を受けたFB0農家のうち、優れたFB0、農家を特定し、「モデルFB0」及び「モデル農家」として認定する。その他対象FB0に所属する稲作農家に対してFFSを活用した技術普及研修を、普及活動が農家から農家へと面的な広がりを持って実施されることを意識して行うこと。研修は原則、各FB0の展示圃場におけるOJTにより実施し、必要に応じ座学、視察を適切に組み合わせる。また、研修の一部を他のFB0と合同で行うことも想定される。
- 5) 研修の進捗・成果のモニタリングを行う。必要に応じ、研修を受講した稲作農家に対し、各研修項目にかかる理解度テストを行い、活動の達成度を把握する。また、参加者に対してアンケートを実施し、研修の内容が適切なものであったか評価し、改善する。理解度及びアンケート結果を分析し、活動内容に反映すること。

(5) TP-R改良にかかる実証試験の開始

TP-R改良のための実証試験を開始する。既往案件では、稲の生育にもっとも適した施肥養分量の分析とその実証試験を行い、より高い収量を達成するための技術パッケージを編集し、同パッケージの普及ガイドラインと普及教材を開発し、普及員の能力強化のための支援を行った。本プロジェクトにおいては、実証試験を行う対象FB0農家圃場については、農業生態系や改良TP-Rの普及対象となるFB0が実施している稲作の現況や、彼らが有する技術レベルを勘案しつつ、低コスト且つより多くの農民が導入しやすい手法実施を行う予定である。なお、実証試験サイトは3県で計10箇所を目安として設定する。

なお、想定される実証試験の手順や方法、実施スケジュールについてはコンサルタントより提案すること。実証試験のための農家圃場を、普及活動のための展示圃場として同時に活用することも想定されるが、具体的な設定方法について提案すること。また、上記項目以外に実証試験で取り組むべきテーマがあれば、併せて提案すること。

(6) ドナー・NGO間情報共有及び連携促進

本件で作成されたTP-Rパッケージや関連する稲作技術マニュアルが、農業省を通じて全国の関係機関に配布されるように働きかけると共に、シエラレオネで活動中の他のドナーやNGOに対しても情報提供を行い、プロジェクトで作成される稲作に関する冊子や資料、さらに活動を通じた経験を共有する。共有された情報を元に、連携が効果的と判断されるアプローチがある場合には、機構の承認を得た上で、連携を実施すること。

(7) 各県農業省事務所が各県議会に提出する「年次計画書」の策定を支援

シエラレオネでは稲作技術普及活動に係る予算が十分に設けられていないため、農業省負担事項のうち、C/P予算がどの程度確保できるかは定かでない。県議会への予算申請書作成に対する支援や、世銀との連携による現地活動費支援（日当や燃料費等）等、現場活動が円滑に進むよう働きかけを行う。

(8) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第一年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業進捗報告書として

取りまとめ、機構とC/P側に提出する。同報告書に記載される重要事項は、JCCで報告し、機構と農業省から承認を得るものとする。

【第二年次契約期間：2018年4月～2020年3月】

(1) ワーク・プラン（第二年次）の合意

前年次ワーク・プラン（第一年次）に基づき、本年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プランを作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) TP-R 普及活動の継続

第一年次に開始した TP-R 普及活動を継続して実施し、その定着を図る。想定される具体的な活動項目は以下のとおり。

- 1) 現場普及職員・対象 FBO に所属する稲作農家に対し、FFS 手法を活用した研修を引き続き実施する。
- 2) 研修を受講した稲作農家が TP-R に基づく稲作を始めるために必要な支援を行う。専門家・現場普及員による個別指導等が考えられるが、ベースライン調査の結果を考慮した上、対象県農業省事務所とともに適切な支援方法を検討する。
- 3) 研修の進捗・成果のモニタリングを行う。特に、現場普及員を通じ研修参加者の研修終了後の TP-R に基づく稲作実施状況をモニタリングし、正の変化が見られない場合にはその要因を分析し、対応策を検討する。
- 4) 対象 3 県における ABC、及び対象 FBO 所属農家における収穫後処理活動（保存・加工・販売）に関する調査を行う。
- 5) 上記 4) の調査結果を元に、高い効果が見込まれる技術について、関連する現場普及員や対象 FBO に対し、研修を行う。パーボイル米加工技術改善、加工器具改良等が研修内容として想定されるが、上記調査結果及び C/P 機関との協議の上、内容を確定する。

(3) TP-R にかかる実証試験の継続

第一年次に開始した実証試験を継続して実施し、得られた結果については随時 TP-R に反映し、普及活動に取り入れる。

(4) ドナー・NGO 間情報共有及び連携促進

第一年次に開始した連携促進に向けての活動を継続して実施する。改訂された普及技術項目については、他のドナーや関係機関に配布する資料の中で随時内容を更新し、共有を行う。第一年次に引き続き、効果的と判断されるアプローチがある場合には、連携を実施すること。

(5) 各県農業省事務所が各県議会に提出する「年次計画書」の策定支援の継続

第一年次に引き続き、県議会への予算申請書作成に対する支援を行う。

(6) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第二年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業進捗報告書（第二年次）取りまとめ、機構とC/P側に提出する。同報告書に記載されている重要事項は、JCCで報告し、機構と農業省から承認を得るものとする。

【第三年次契約期間：2020年4月～2022年5月】

(1) ワーク・プラン（第三年次）の合意

前年次ワーク・プラン（第二年次）に基づき、本年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プランを作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) TP-R 普及活動の継続、普及手法の取りまとめ

第一年次に開始した TP-R 普及活動を、男女の平等な研修出席率の維持、女性の役割に配慮した研修科目設定、等に考慮しながら継続して実施し、その定着を図る。活動の手法及び得られた成果・教訓については、TP-R の普及ガイドライン・マニュアルとして取りまとめる。

(3) 改良 TP-R の取りまとめ

全ての実証試験終了後、その結果を改良 TP-R として取りまとめる。取りまとめに当たっては、改良 TP-R の対象 3 県以外への適用可能性が担保されるよう、対象県以外の農業省県事務所職員ら、他県の稲作の現況に通じた関係者の助言を仰ぐ。

(4) 全国展開に向けたプロジェクトの出口戦略に関する協議の実施

プロジェクト終了後、全国レベルで稲作技術普及が拡大するためのアプローチを C/P 機関と検討する。技術普及の持続性と、農民にとっての適用しやすさに留意し、協議すること。また、本プロジェクトを通じて開発した改良 TP-R 及び普及手法がシエラレオネにおける正式な稲作開発アプローチとして採用されるよう、必要に応じて機構シエラレオネ・フィールドオフィスらとともに関係者への働きかけを行う。これら資料が農業省により省の資料としての公的ステータスが確保された上で、配布すること。

(5) プロジェクト終了後における全国的な改良 TP-R 普及のアクションプラン策定の支援を行う。

(6) エンドライン調査の実施

第1年次に実施したベースライン調査で調べた項目につき、プロジェクト最終年次における現状を調査し、現状の変化を取りまとめ、指標の変化を分析する。また、普及の結果得られた成果と費用を比較し、普及による経済効果を具体的に算出し、本プロジェクト終了後シエラレオネ政府により行われる全国レベルでの普及を促進するための資料を作成する。

(7) 最終セミナーの開催

プロジェクトの成果をシエラレオネ側関係者に広く広報するため、C/Pとともに最終セミナーをフリータウンにて1回開催する。セミナー対象者はプロジェクト

関係者だけではなく、SCS タスクフォースメンバー、NRDS タスクフォースメンバー³、地方公共団体関係者、NGO や研究機関、他ドナーなどを含めた約 50 人とする。なお、開催時期、方法等の詳細については、C/P 機関との協議を通じて決定する。

会場費用については、会场上借り上げ費用、音響設備、軽食等を含めて、本見積もりに含むこと。また、セミナー開催に係る旅費については、P.20～P.21 に記載の「7. C/P 出張旅費」部分を参考に別見積もりとして計上すること。

(8) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめ、機構と C/P 側に提出する。同報告書に記載される重要事項は、JCC で報告し、機構と C/P から承認を得るものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第一年次はプロジェクト事業進捗報告書（第一年次）、第二年次はプロジェクト事業進捗報告書（第二年次）、第三年次はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第一年次	業務計画書（第一年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部
	ワーク・プラン（全体期間及び第一年次）	業務開始から 3 ヶ月以内	英文：10 部
	Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時（1 か月以内）	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 2	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	プロジェクト事業進捗報告書（第一年次）	契約終了時	和文：5 部 英文：10 部 CD-R：3 枚
第二年次	業務計画書（第二年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部
	ワーク・プラン（第二年次）	業務開始から 1 か月以内	英文：10 部

³ SCS タスクフォース、NRDS タスクフォースとは、農業省の中に設置されている既存の協議体である。

	Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 7	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	プロジェクト事業進捗報告書（第二 年次）	契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚
第三 年次	業務計画書（第三年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第三年次）	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 8	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 9	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 10	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	プロジェクト事業完了報告書	プロジェクト終了 1 か月前	和文：5部 英文：20部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
 - ②業務フローチャート
 - ③詳細活動計画(WBS等を活用)
 - ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ⑤研修員受入れ実績
 - ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - ⑦合同調整委員会議事録等
 - ⑧その他活動実績
- 注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン及び社会経済調査報告書
- イ 改良 TP-R
- ウ 普及ガイドライン・マニュアル
- エ 普及に使用された研修教材
- オ その他セミナー配布資料、広報素材等
- カ エンドライン調査報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第一年次：2017年6月上旬～2018年3月下旬
- (2) 第二年次：2018年4月上旬～2020年3月下旬

(3) 第三年次：2020年4月上旬～2022年5月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1年次 約 32M/M

(全体) 約127M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 「総括／稲作栽培技術」(1号)
- イ 「普及／研修」(3号)
- ウ 「普及教材開発」
- エ 「社会経済調査」
- オ 「農民組織化」
- カ 「プロジェクトモニタリング・評価」
- キ 「業務調整／研修(補助)」

3. 対象国の便宜供与

R/D、M/M記載の通り。

4. 配布資料及び公開参考資料

(1) 本業務に関する以下の資料を配布します。

- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・詳細計画策定調査時に締結済みの本プロジェクトM/M(2016年5月25日署名)
- ・本プロジェクト事前評価表
- ・本プロジェクトR/D(2017年3月6日署名)
- ・C/P等のシエラレオネ政府関係者に支払う諸手当及び日当・宿泊・交通費の取扱いについて
- ・持続的稲作開発プロジェクト関連資料
- ・その他関連収集資料

(2) 本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館ウェブサイトで公開されています。

- ・技術協力プロジェクト
「シエラレオネ国持続的稲作開発プロジェクト」ファイナルレポート：
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022260.html>)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。同経費は本見積もりに含めること。

- (1) ベースライン調査
- (2) エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2017年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 業務用機材

プロジェクト活動用の車両として機構シエラレオネ・フィールドオフィスにて四輪駆動車2台、ピックアップトラック1台を事業用物品として購入予定である。納車は7月下旬頃の予定である。プロジェクト開始から7月末の納車までに使用するレンタカーの借り上げ費用、ドライバー費用、燃料費を本見積もりに計上すること。また、納車後のドライバー費用、燃料費、保険料についても同様に見積りに計上すること。

C/Pへの技術移転等プロジェクト活動用に必要な投入として下記の資機材を現地にて購入する。購入方法、手順は別途定める機構のガイドラインに従うこと。また、購入後速やかに機構の指定する様式により報告する。資機材の仕様についてはC/P機関と協議の上、シエラレオネの事情に即したものとする。同経費は本見積もりに含めること。

- ・バイク (9台)
- ・発電機 (3台)
- ・コピー機 (3台)
- ・パーソナルコンピューター (6式)
- ・プリンター (3台)
- ・プロジェクター (3台)
- ・デジタルカメラ (6台)
- ・オフィス備品

その他農業普及活動に必要な機材等が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

7. C/P出張旅費

C/Pの出張旅費については、C/Pの出張がプロジェクト活動上必要不可欠と判断され、相手国がその財政上の理由により負担し得ない場合に限り、支給することができるものとする。支給金額については、配布資料を参考とし、同経費は別見積もり

にて計上すること。

8. 対象地域にて実施されたプログラムとの情報共有・連携

「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト（2009-2018）」等、機構が対象3県において展開する同県地域開発支援プログラムに属する他の案件との情報共有・連携を図ること。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第二年度契約、第三年度契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理を徹底した上で、JICAの安全管理基準を厳守すること。当地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、機構農村開発部、ガーナ事務所、シエラレオネ・フィールドオフィス、及び在シエラレオネ日本大使館を管轄する在ガーナ日本大使館等と常時連絡が取れる体制を構築し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとることとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(3) ガーナ事務所への協議

JICAでは、ガーナ事務所がシエラレオネ・フィールドオフィスを兼轄している。コンサルタントは、最低限、契約年次開始時及び終了時、JCC開催前に、機構ガーナ事務所を訪問し、業務進捗状況の報告・相談を行うこと。また、報告のためのガーナ事務所渡航に係る航空運賃については、アクラ経由とした金額を本見積もりに含めること。

以上

